

## ドミニカ国の入国規制措置（新規）

3月24日、ドミニカ国政府は、新型コロナウイルス対策として、以下の入国規制措置を発表しました。

- 1 3月26日より、外国人渡航者を移送する商用機及び船舶の受け入れを停止する。
- 2 3月28日より、ドミニカ国民及び居住者を含む、全ての渡航者を移送する商用機及び船舶の受け入れを停止する。
- 3 3月28日より、航空機及び船舶は、ドミニカ国政府の許可を受けなければ、入港できない。
- 4 上記措置は、以後通知があるまで継続する。

同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考:ドミニカ国保健省

<http://www.dominica.gov.dm/corona>

参考:日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

参考:外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

**【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館**

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。